

## 令和5年度弘前市Uターン就職等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、弘前市出身者の本市への移住・定住を促進することで、中小企業等における人手不足の解消及び生産年齢人口の増加に資するため、令和5年度予算の範囲内において、弘前市Uターン就職等支援金（以下「支援金」という。）を交付することとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、弘前市東京圏U J I ターン就職等支援金の交付の対象とならない弘前市出身者で、次の第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 弘前市出身者とみなす要件 次に掲げる市内教育機関に通算して1年以上在籍していたこと。

- (ア) 小学校
- (イ) 中学校
- (ウ) 高等学校
- (エ) 専門課程を置く専修学校
- (オ) 短期大学
- (カ) 大学
- (キ) 大学院

イ 移住元に関する要件 移住する直前に連続して5年以上青森県外に在住していたこと。

ウ 移住先に関する要件

- (ア) 令和4年6月1日以降に移住したこと。
- (イ) 本市在住期間が、支援金の申請日（以下「申請日」という。）において、移住後1年以内であること。
- (ウ) 本市に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

エ その他の要件

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (イ) 日本人又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有する外国人であること。
- (ウ) その他市長が交付対象者として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

ア 一般の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 就業先が、青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」（以下「マッチングサイト」という。）に掲載されている法人等であること。
- (イ) 就業先が、交付対象者の3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職を務めている法人等でないこと。
- (ウ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (エ) 求人への応募日が、マッチングサイトに掲載された日以降であること。

- (オ) 就業先の法人等に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。
- (カ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の就業であること。
- イ 専門人材の場合 プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - (ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
  - (イ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - (ウ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
  - (エ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
  - イ 地方創生テレワーク交付金又はデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 若年層に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 移住時の年齢が40歳未満であること。
  - イ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
    - (ア) 就業する場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
      - a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
      - b 就業先が官公庁等でないこと。
      - c 雇用保険の適用があること。
      - d 就業先が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を行っていないこと。
      - e 就業先が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
    - (イ) 就農する場合 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。
      - a 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定により農業経営改善計画の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)であること。
      - b 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定により青年等就農計画の認定を受けた者(以下「認定新規就農者」という。)であること。
      - c 新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2の第2の1に掲げる事業(以下「準備資金」という。)を活用していること。
      - d ひろさき農業里親研修事業実施要綱(令和2年6月1日付けひろさき農業総合支援協議会要綱)第5条第2号で定める里親実践研修(以下「里親実践研修」という。)を受講していること。
    - (ウ) 起業する場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。
      - a 本市で新たに開業する者又は新たに本市へ事業所を移転し、営業を開始する者であること。

b 起業する者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業  
者でないこと。

(e) 事業承継する場合 事業承継する者が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する  
法律に定める風俗営業者でないこと。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、300,000円とする。ただし、交付対象者の世帯が次に掲げる要件を  
全て満たす場合は、500,000円とする。

(1) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 交付対象者を含む2人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属していること。

(3) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和4年6月1日以降に移住したこと。

(4) 交付対象者を含む2人以上の世帯員の本市在住期間がいずれも、申請日において移住後1年  
以内であること。

(5) 交付対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力  
と関係を有する者でないこと。

2 支援金は、一の世帯に対しては重ねて交付しない。

(交付の申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和5年度弘前市Uタ  
ーン就職等支援金交付申請書（様式第1号）及び本人確認書類に加え、次に掲げる書類（以下「申  
請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

(1) 移住に関する書類

ア 弘前市出身者であることがわかる書類

イ 移住前の在住期間及び在住地がわかる書類

(2) 就業に関する書類（第2条第2号に該当する場合）

ア 就業証明書（一般・専門人材用）（様式第2-1号）

イ 専門人材として就業が確認できる書類

(3) テレワークに関する書類（第2条第3号に該当する場合） 就業証明書（テレワーク用）（様  
式第2-2号）

(4) 若年層に関する書類（第2条第4号に該当する場合）

ア 就業する場合 就業証明書（若年層用）（様式第2-3号）

イ 就農する場合

(ア) 認定農業者である場合

a 農業経営改善計画認定証の写し

b 農業経営改善計画の写し

(イ) 認定新規就農者である場合

a 青年等就農計画認定証の写し

b 青年等就農計画の写し

(ウ) 準備資金により研修を受けている場合

a 準備資金研修計画承認通知書の写し

b 準備資金研修計画の写し

(エ) 里親実践研修を受講している場合 里親実践研修実施承認通知書の写し

ウ 起業する場合

(ア) 個人事業主である場合

- a 個人事業の開業・廃業等届出書の写し
- b 納税地変更をしたことがわかる書類（本市へ事業所を移転し、営業を開始する者に限る。）
- c 起業・事業承継証明書（若年雇用）（様式第2-4号）

(イ) 法人である場合

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- b 定款
- c 起業・事業承継証明書（若年雇用）（様式第2-4号）

エ 事業承継する場合

(ア) 個人事業主である場合

- a 前事業者の個人事業の開業・廃業等届出書（廃業）の写し
- b 個人事業の開業・廃業等届出書（開業）の写し
- c 起業・事業承継証明書（若年雇用）（様式第2-4号）

(イ) 法人である場合

- a 登記簿謄本又は登記事項証明書の写し
- b 定款
- c 起業・事業承継証明書（若年雇用）（様式第2-4号）

(5) 移住元及び申請日において同一世帯であることがわかる住民票（前条第1項ただし書に規定する額の交付を受けようとする場合）

(6) その他市長が必要とする書類

2 前項の申請書等の提出期限は、令和6年3月29日とする。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに令和5年度弘前市Uターン就職等支援金交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 前項の規定による審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付を不可とする場合は、その旨を申請者に通知する。

（支援金の請求等）

第6条 支援金の請求は、令和5年度弘前市Uターン就職等支援金請求書（様式第4号）を市長に提出して行うものとする。

2 支援金は、前項の請求書が提出された日から起算して30日以内に、口座振替により交付する。

（報告及び立入調査）

第7条 市長は、必要があると認めるときは、申請者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

（決定の取消し）

第8条 市長は、申請者が、この要綱の内容、法令若しくは市長の指示に違反したときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、次条各号に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、この限りでない。

(返還請求)

第9条 市長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当するときは、それぞれ当該各号に定める支援金の額の返還を請求するものとする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等が判明した場合

イ 申請日から3年未満に弘前市外に転出した場合

ウ 申請日から1年以内に支援金の交付に係る就業先を退職し、又は解雇された場合

エ 若年層要件で支援金の交付決定を受けている場合で、申請日から1年以内に離農し、又は廃業した場合

(2) 申請日から3年以上5年以内に弘前市外に転出した場合 半額

2 支援金の交付を受けた者が前項第1号アに該当する場合は、その受けた利益に年3パーセントの利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

附 則 (令和5年度弘前市告示第321号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年度において交付の決定をする支援金の申請について適用する。

附 則 (令和5年度弘前市告示第433号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(在住期間の特例)

2 令和4年7月6日から令和4年8月4日までの間に本市へ移住し、かつ、令和5年4月6日から令和5年7月5日までに就業等をした者(その後退職等をした者を除く。)における第2条第1号ウ(イ)及び第3条第1項第4号の適用については、これらの規定中「1年以内」とあるのは「14か月以内」とする。

3 前項の申請書等の提出期限は、令和5年9月4日とする。